

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

#### 【目次】

1. 平成 25 年賃上げの見通しに関する調査結果
2. 協会けんぽの健診申込方法の変更について
3. 60 歳以上の退職再雇用時の社会保険手続(同日得喪の適用拡大)

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

#### 1. 平成 25 年賃上げの見通しに関する調査結果

---

民間調査機関の労務行政研究所から、大手主要企業の平成 25 年の賃上げ見通しに関する調査結果が公表されました。この調査結果によると、平成 25 年の賃上げ見通しは経営側の回答で平均 5,015 円、1.62%で、厚生労働省の調査による平成 24 年の主要企業の賃上げ実績(5,400 円、1.78%)を下回りました。

定期昇給については経営側の 83.2%が「実施すべき」「実施予定」と回答していますが、ベースアップについては「実施しない予定」という回答が 75.5%を占めています。

この調査結果から、依然として多くの企業が賃上げに対して慎重な姿勢であることが伺えます。また夏季賞与については 60.1%の企業が「昨年と同程度」とする一方、「昨年より減少する」と回答した企業も 28.0%あり、まだまだ企業の景気観は思わしくないようです。

参考：<http://www.rosei.or.jp/research/pdf/000058163.pdf>

厚生労働省の平成 24 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002gij6.html>

---

## 2. 協会けんぽの健診申込方法の変更について

---

平成 25 年度の協会けんぽの生活習慣病予防健診と特定健康診査の申込方法が変更になります。

35 歳から 74 歳までの被保険者向けの生活習慣病予防健診は、インターネットまたは手書きの申込書により 3 月 1 日から受付開始となります。従来の対象者名を印字した申込書については、3 月から順次会社宛に送付されます。

インターネットサービスを利用する場合は事前に ID 及びパスワードの取得が必要です。また健診対象者データのダウンロードは 2 月 25 日から開始となります。

40 歳から 74 歳までの被扶養者を対象とした特定健康診査については、24 年度までは対象者の受診券を会社宛に送付していましたが、25 年度からは対象者の自宅宛に送付されます。4 月以降、協会けんぽに登録されている住所宛に送付されますので、引っ越し等で住所が変更になった場合は必ず住所変更の手続きを行うようにしましょう。

参考：<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/news/detail.1.118618.html>

インターネットを利用した申込についてはこちら  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/9,0,38.html>

---

## 3. 60 歳以上の退職再雇用時の社会保険手続(同日得喪の適用拡大)

---

給与月額的大幅な改定があったとき、社会保険の標準報酬月額について月額変更の手続きを行います。時給制のアルバイトが月給制の正社員になる等、雇用契約を結び直す場合にも使用関係は継続しているために月額変更の手続きを行います。

月額変更は、給与変更後 3 ヶ月間の平均給与月額を基に手続を行うため、その間には実際の給与額と保険料にズレが生じます。

ただし、定年等により 60 歳以上で退職後、継続して再雇用する場合は、使用関係が一度中断したものとみなします。社会保険も一度資格を喪失し、

改めて取得し直す手続きを行います。

これにより、すぐに再雇用時の給与額に合わせた社会保険料へ変更させることができます。

この手続きを行う場合の要件は、対象者が「60歳以上」であり、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者」である必要がありました。平成25年4月からは特別支給の老齢厚生年金の受給年齢が段階的に引き上げられるために「特別支給の老齢厚生年金の受給権者である」という要件がなくなります。

この手続きを行うには、退職と継続して再雇用していることを証明する書類（定年の定めを規定した就業規則、再雇用契約書等）が必要となります。労働条件を変更して再雇用する場合は、変更したことによる従業員とのトラブルを防ぐためにも、規則や契約書等をあらかじめ用意し、説明しておくことが重要です。

参考：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130129T0010.pdf>

**\* 毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL:03-5775-0762 FAX:03-5775-0763

Email：[t-sato@ys-office.co.jp](mailto:t-sato@ys-office.co.jp)

Homepage：<http://www.ys-office.co.jp>

Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>

---